

米国産牛肉の混載事例について

- ・ 対日輸出条件を満たしているか確認できない米国産牛肉（大腸・これは特定危険部位ではない）について、米国政府に月齢の確認を求めていたところ、本日、20 か月齢以下の牛由来であることが確認できない旨の回答がありました。
- ・ 厚生労働省及び農林水産省は、当該出荷施設からの輸入手続きを停止し、米国に詳細な調査を要請しました。

1. 経緯

- (1) 2月4日、動物検疫所東京出張所が、東京港に入庫した米国産牛肉（大腸等 129 箱）の現物検査において、日本向け輸出条件を満たしているかどうか確認できない大腸（大腸は特定危険部位ではない）が 56 箱（約 760kg）含まれていることを確認しました。
- (2) このため、動物検疫所において、当該出荷施設からの積荷について、輸入検疫証明書の発給の保留を行うとともに、在京米国大使館及び輸入者を通じ、当該大腸の月齢を確認していたところです。

（注）貨物の概要

- （ア）出荷施設：グレーターオマハパッキング社（ネブラスカ州）
- （イ）輸入者：住金物産株式会社
- （ウ）品目：冷凍牛肉（大腸等）
- （エ）総重量：129 箱（約 2.1 トン）

※当該貨物は流通しておりません

- (3) 本日、米国政府から、当該品目が対日輸出条件である 20 か月齢以下の牛由来であることが確認できない旨の回答がありました。

2. 対応

厚生労働省及び農林水産省は、当該出荷施設からの輸入手続きを停止するとともに、米国に詳細な調査を要請しました。

両省は、米国政府からの詳細な調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

お問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2455）

直通：03-3595-2337

担当：横田

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 4581）

直通：03-3502-5994

担当：川本

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>